令 和 ３ 年 度　関 与 団 体 点 検 調 書

令和3年6月1日現在

団体番号	81	団体名	(公社)北海道酪農検定検査協会	調書作成責任者	農政部　畜産振興課 畜産振興課長　安田　貞彦
種別	公益社団法人			担当係等名 内線番号	酪農振興係 内線　27-775
設立(登記)年月日	H25.4.1(S49.12.9)	新規・継続の別	継続		

設立経緯

昭和49年、乳牛群の能力検定事業並びに後代検定事業による酪農経営の改善及び技術指導を目的に、(社)北海道乳牛検定協会が設立。
平成11年、生乳検査並びに乳質改善事業を行ってきた「(社)北海道生乳検査協会」と事業統合。乳牛の能力向上や乳質改善などを図り、乳牛の改良と酪農経営の安定向上並びに乳業の健全な発展に寄与することを目的に「(社)北海道酪農検定検査協会」として設立。 平成25年4月1日付けで公益社団法人北海道酪農検定検査協会へ移行。

設立目的

乳牛の能力向上、乳質の改善、生乳取引の公正化、生乳生産、流通の合理化を図り、もって乳牛の改良と酪農経営の安定向上並びに乳業の健全な発展に寄与することを目的とする。

事業内容

○生乳の検査及び格付
○牛群検定事業
○後代検定事業
○乳質改善に関する調査、企画、技術支援
○その他協会の目的を達成するために必要な事業

所在地	〒 060-0004	市町村名	札幌市	それ以下	中央区北4条西1丁目　共済ビル4階
連絡先	TEL 011-271-4384	FAX	011-206-0107	E-mail	
URL	http://www.hmrt.or.jp/				
代表者	職名 会長	氏名	串田　雅樹	勤務形態	非常勤
道退職者・その他の別	その他				

道の関与

出資・出えんの日、金額及び比率	補助金等の総額及び比率	道職員の派遣開始日・人数	道立施設の指定管理者業務を行う場合はその施設の名称
S56.3.2	(R2決算)	(開始日)	
55,000 (千円)	65,577 (千円)		
31.4%	4.8%	人	

組織(人)

区分		常勤	うち道派遣	うち道退職者	非常勤	うち道兼職	合計
役員	理事・取締役	1			11		12
	監事・監査役				3		3
職員	管理職	18					18
	一般職	80					80
計		99	0	0	14	0	113

基本財産等(千円)

区分	全体	道出資等分	比率	道補助等
その他	72,200	5,000	6.93%	
基金合計	102,900	50,000	48.59%	
計	175,100	55,000	31.41%	0

基本財産等への出資状況

出資・出えん者、金額及び比率　(千円)

筆頭	北海道	55,000	31.4%
第2位	ホクレン農業協同組合	43,500	24.8%
第3位	雪印メグミルク株式会社	25,300	14.4%
第4位	北海道ホルスタイン農業協同組合	10,000	5.7%
第5位	よつ葉乳業株式会社	7,700	4.4%
備考			

※備考欄は道の出資等順位が6位以下の場合に道の順位等を記載すること

道費の状況

経費区分	道予算額	うち一般財源(道債を含む)
補助金等総額	62,299	62,299
補助金	62,299	62,299
交付金		
負担金		
委託料		

遊休財産等

遊休財産

区分	財産額(千円)	保有制限
H30年度末	1,118,965	保有制限内
R元年度末	1,118,583	保有制限内
R2年度末	1,115,673	保有制限内

R3年度当初予算額(千円)

区分	貸付金	損失補償	債務保証	損失補償・債務保証総額
R3年度予算(限度額)				0
R2年度末の債務残高				0
累計額	0	0	0	0
基本財産等の計に占める損失補償・債務保証総額の割合				0.0%

付表1

[団体番号: 81　　団体名:(公社)北海道酪農検定検査協会　　]

整理番号	補助金等又は貸付金の事業名	開始年度	R2節区分 18節 補助金	18節 交付金	18節 負担金	12節 委託料	20節 貸付金	道立施設の管理運営	平成30年度決算額（一般財源）	令和元年度決算額（一般財源）	令和2年度決算額（一般財源）
1	強い農業づくり事業	S56	●						72,712 (72,712)	69,056 (69,056)	65,577 (65,577)
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
計			1	0	0	0	0	0	72,712 (72,712)	69,056 (69,056)	65,577 (65,577)

（千円）

法人の当期支出総額	1,338,514	1,350,593	1,345,457

（千円）

道の財政的関与の状況 決算額		平成30年度決算額	令和元年度決算額	令和2年度決算額
	補助金	72,712	69,056	65,577
	交付金	0	0	0
	負担金	0	0	0
	委託料	0	0	0
	補助金等合計	72,712	69,056	65,577
	貸付金	0	0	0
総計		72,712	69,056	65,577
補助金等比率		5.4%	5.1%	4.8%
50%以上		－	－	－

※委託料については競争性のない随意契約の額のみを記載

※一般財源については道債を含む額を記載

【仕組債の保有状況】　※道から出えん等を受けている公益法人及び一般法人のみ記載すること。

（千円）

保有銘柄数	取得時期	償還時期	簿価額合計（R2年度末現在）	時価額合計（R2年度末現在）	評価損益額合計（R2年度末現在）
					0

付表2　　[団体番号：81　　団体名：(公社)北海道酪農検定検査協会　　]

団体の適正運営 （株式会社は記載不要）

○ 団体の最高決定機関や理事会は適正に運営されているか。

【 ☑はい　☐いいえ　☐その他 （備考　　） 】

(チェックポイント)

●社員総会や評議員会は、法令や定款に基づき、定期的に開催し、適正に運営されているか。
招集手続きや決議、議事録作成(署名・捺印を含む。)などを適正に行っているか。

【開催回数】 年　1　回開催

●理事会は、法令や定款に基づき、定期的に開催し、適正に運営されているか。
招集手続きや決議、議事録作成(署名・捺印を含む。)などを適正に行っているか。

【開催回数】 年　4　回開催

★公益法人以外の法人においては、これに準じた取扱いに努めているか。

○ 団体に必要な諸規程を整備し、これに基づき適正に業務を行っているか。

【 ☑はい　☐いいえ　☐その他 （備考　　） 】

(チェックポイント)

●会計に関する規程や給与等に関する規程などを整備し、これに基づく手続きに従い適正に会計事務を執行しているか。

★国又は道からの補助金等に係る団体が行う契約について、競争性・透明性を確保することを原則として道に準じた規定を整備するなど適正な契約事務の執行に努めているか。

★入札の監視を行うための外部有識者や監査人等を委員とした入札監視委員会を設置するなど、入札の公正性、透明性、経済性を確保するよう努めているか。

★公益法人のうち、道が資本金等の2分の1以上を出えんしている法人は、役職員の報酬・退職金等について、地方公務員(北海道職員等)の給与等の水準と比べて不当に高額に過ぎないよう留意するほか、役員の在任年齢に関する規程を整備するよう努めているか。(役職員の報酬・退職手当等に関する規程の提出を求めること)

【整備済の規程】 ※整備済の規程がある場合は□にレを記入すること

☑役員報酬規程	☑職員給与規程	☑役職員退職手当規程	☑役員選任規程（役員の在任年齢を規定したものを含む）
☑事務決裁規程	☑旅費規程	☑会計規程	☑契約に関する規程（入札に関する規定をしたものを含む）
☑就業規則	☑文書管理規程	☐その他 （　　）	

※「その他」欄にはその他に整備済の規程がある場合にその規程の名称をすべて記載すること

○ 監査体制が整備され、適切に監査などが実施されているか。

【 ☑はい　☐いいえ　☐その他 （備考　　） 】

(チェックポイント)

●公益法人においては、外部監査を導入若しくは公認会計士や税理士あるいは経理事務精通者を監事に選任しているか。

●監事は最高決定機関や理事会への出席義務・報告義務(理事の不正行為や法令又は定款に違反する事実など)を果たしているか。

★内部監査や部内検査は、適切に行われているか。

【実施方法】 監事(3名。うち1名公認会計士)による監査を年2回(上期・下期)、内部監査を年4回実施	【実施回数】 年　6　回実施
【指摘・指導事項とその対応】 重大な指摘事項なし	

★公益法人以外の法人においては、これに準じた取扱いに努めているか。

○ 出納事務等に係るチェック体制が整備されているか。

【 ☑はい　☐いいえ　☐その他 （備考　　） 】

(チェックポイント)

●通帳と印鑑を別々に管理するなど担当者の判断のみでは預金の出し入れができないような体制にしているか。
また、日常的な資金管理に当たっては使途や目的が明らかでないものがあるなど必要以上に預金口座を設けていないか。

●経理担当者以外の責任者が定期的又は随時に現金・預金の残高などを確認しているか。

●交際費については、執行できる場合や限度額等を定めるとともに、飲食等のあった年月日、場所、相手方、人数を記載した書面により、必要な支出か否かを事前事後にチェックするシステムを構築しているか。

★道からの補助金等は、必要に応じ区分経理をするなど、出納の明確化に努めているか。

○ 支部を含めた内部統制機能の充実が図られているか。 ※支部を有する団体のみ記載すること。

【 ☑はい　☐いいえ　☐その他 （ 備考 ） 】

（チェックポイント）

●各支部の事業や会計を把握するとともに、支部までを含めた監事監査を実施しているか。

○ 財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュフロー計算書）は真実な内容を明瞭に記載しているか。
※道と連結決算の対象となる団体のみ記載すること。

【 ☑はい　☐いいえ　☐その他 （ 備考 ） 】

（チェックポイント）

●適切な会計基準を採用しているか。　【会計基準の名称】 公益法人会計基準

●財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成されているか。

●会計処理の原則及び手続き並びに財務諸表の表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更していないか。

●資産、負債については、法令や会計基準に則った評価を行っているか。

【財務諸表に対する注記】　※直前の決算年度分

	区　分	記載の有無			備　考
		はい	いいえ	該当なし	
1	継続事業の前提に関する注記			○	
2	資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針	○			
3	重要な会計方針の変更の理由及びその影響額			○	重要な会計方針を変更した場合
4	基本財産及び特定資産の増減額及びその残高	○			
5	基本財産及び特定資産の財源等の内訳	○			
6	担保に供している資産			○	
7	当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高	○			固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合
8	当該債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高			○	債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合
9	保証債務（債務の保証を主たる目的事業とする法人を除く。）等の偶発債務			○	
10	満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益	○			
11	補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高	○			
12	基金及び代替基金の増減額及びその残高			○	
13	指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳			○	
14	関連当事者との取引の内容			○	
15	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲及び重要な非資金取引			○	
16	重要な後発事象			○	
17	その他資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項			○	

※　満期保有目的の債券：満期まで所有する意思をもって保有する社債その他の債券

関連当事者：(1) 当該法人を支配する法人、(2) 当該法人によって支配される法人、(3) 当該法人と同一の支配法人をもつ法人、(4) 当該法人の役員又は評議員及びそれらの近親者

補助金等：補助金、負担金、利子補給金及びその他相当の反対給付を受けない給付金等（役務の対価としての委託費等は含まない。）

重要な後発事象：決算日後に発生し、当該事業年度の財務諸表には影響しないが、翌事業年度以降の法人の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす会計事象

★公益法人以外の法人においては、これに準じた取扱いに努めているか。

【資産の評価】　※直前の決算年度分

	区　　分	はい	いいえ	該当なし	備　　考
1	資産の貸借対照表価額は、取得価額を基礎として計上しているか。	○			
2	交換、受贈等によって取得した資産の取得価額は、取得時における公正な評価額としているか。	○			
3	受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額を貸借対照表価額としているか。			○	
4	満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式については、取得価額を貸借対照表価額としているか。	○			子会社株式　… 議決権の過半数を保有している場合の当該企業の株式 関連会社株式 … 議決権の20%以上50%以下を保有している場合の当該企業の株式
5	満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価を貸借対照表価額としているか。			○	
6	棚卸資産（商品、製品、仕掛品、半製品、原材料、貯蔵品など）については、取得価額（時価が取得価額よりも下落した場合は時価）を貸借対照表価額としているか。			○	
7	有形固定資産及び無形固定資産については、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を貸借対照表価額としているか。	○			
8	資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き時価を貸借対照表価額としているか。（※減損処理→評価差額は正味財産増減計算書に計上されているか。）			○	著しく下落 … 帳簿価額から概ね50%を超えた場合

★公益法人以外の法人においては、これに準じた取扱いに努めているか。

○　情報公開の内容が充実しているか。

【 ☑はい　□いいえ　□その他 （備考　　） 】

（チェックポイント）

●公益法人は、認定法に基づき、役員報酬等の支給基準の公開、事務所への備え置きや閲覧への対応をしているか。

●公益法人は、認定法に基づき、業務及び財務等に関する資料を事務所に備え置き、一般の閲覧に供しているか。

★道が資本金等の4分の1以上を出資又は出えんしている法人は、その職員数や給与に関する情報を公開するよう努めているか。

★公益法人は、業務及び財務等に関する資料をインターネットにより、常に最新の状態で適切な時期に公開するよう努めているか。

★公益法人以外の法人は、業務及び財務等に関する資料の公開について公益法人に準じた取扱いに努めているか。

公開内容（公表しているものに○印を付ける）

	公開情報＼公開媒体	主たる事務所への備え置き	団体のホームページ	備　　考
1	定款	○	○	
2	役員名簿	○	○	
3	社員名簿（社団法人のみ）	○	○	
4	事業報告書又は営業報告書	○	○	
5	決算関係書類（財務諸表）	○	○	
6	事業計画書	○	○	
7	予算関係書類	○	○	
8	役員の報酬・退職金の支給基準	○	○	
9	職員数に関する情報	○	○	
10	職員の給与に関する情報	○	－	

※9及び10については道が資本金等の1/4以上を出資又は出えんしている法人のみ記載すること

○　財産（運用を目的とした債権及び預貯金）に関する安全な運用を徹底しているか。
※道から出えん等を受けている公益法人及び一般法人のみ記載すること。

【 ☑はい　☐いいえ　☐その他（備考　　）】

（チェックポイント）

●道の出えん等の運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法（例えば、国債、地方債、政府地方債など）で行っているか。

●金融機関の経営状況、各金融商品の性格やリスクなど、必要な情報を把握した上で財産の運用に当っているか。

●財産の運用に関し、基本的な考え方や最高決定機関などを明確にした管理運用規程を策定しているか。

●既に安全、確実とはいえない方法により運用している場合は、金利や為替、債権等の市場動向、発行体の経営状況などを常に把握し、途中売却の可能性などを検討しているか。（この場合、原則として、元本の毀損は避けること）。

★道の出えん等以外の財産の運用も、道の出えん等の運用に準じるなど慎重に行うよう努めているか。

単位：千円

	Ｈ３０年度		Ｒ元年度		Ｒ２年度	
運用方法・金額	預貯金（日常決済用の預貯金を除く）	493,334	預貯金（日常決済用の預貯金を除く）	511,237	預貯金（日常決済用の預貯金を除く）	748,981
	公共債	602,904	公共債	552,900	公共債	400,000
	その他債権		その他債権		その他債権	
運用収入						
備考	地方債（公共債）の運用を行っていたが、金利の低下により、一部を定期預金での運用に変更している。					

※公共債とは国債、地方債、政府保証債をいう。
※備考欄は運用方法の大幅な変更や運用収入の大幅な増減があった場合に記載すること。

○　政治活動に関する寄附等は適切に取り扱われているか。

【 ☑はい　☐いいえ　☐その他（備考　　）】

（チェックポイント）

●道から補助金等や出資・出えんを受けている関与団体は、政治資金規正法により政治活動に関する寄附が制限されていることに留意しているか。

●政治団体の主催する政治資金パーティーのパーティー券の購入を自粛しているか。

○　団体の適正運営に関し、改善が必要として指導等を行った場合には、その内容を記載すること。

特になし

付表3　　[団体番号: 81　　団体名:(公社)北海道酪農検定検査協会　　]

団体の健全経営

（千円）

	指標名	計算式等				元年度（対前年比）	2年度（対前年比）	所管部の所見
安全性・健全性	① 正味財産増減の状況はどうなっているか？ 正味財産の増減（当期利益）は、法人の経営状況を判断するうえで最も重視される数字で、法人の事業が順調に運営されているか否かを見る基本的指標であり、増加していることが望ましい。 ※公益法人については収支相償についても留意すること	正味財産増減額 ※株式会社の場合は当期利益				10,396	72,133	☑ 増加傾向 ☐ 横ばい傾向 ☐ 減少傾向 ☐ 赤字（２年度が赤字） （理由）※減少傾向または赤字の場合
			H30年度	R元年度	R2年度			
		正味財産増減額	1,070	11,466	83,599			
	② 自己資本比率は改善しているか？（対前年度比） 総資産に占める自己調達した資本の割合を示す。法人の財務内容が安全かどうかを知る上で重要な指数である。高ければ高いほど良い。	自己資本比率＝正味財産/総資産（資産）×100 ※株式会社の場合は資本/資産×100				1.0%	−0.3%	☐ 改善している ☑ 横ばい ☐ 改善していない （理由）※債務超過の場合は対応も記載すること
			H30年度	R元年度	R2年度			
		正味財産	1,464,418	1,475,884	1,559,482			
		総資産	1,860,632	1,851,222	1,963,837			
		自己資本比率	78.7%	79.7%	79.4%			
	③ 借入金に依存していないか？ 恒常的に借入金を受けていないかどうかの確認。恒常的な借入金はないことが望ましい。	借入金額				0	0	☑ 借入金を受けていない ☐ 依存していない ☐ 依存している （借入金を受けている理由）
			H30年度	R元年度	R2年度			
		短期借入金	0	0	0			
		長期借入金	0	0	0			
		借入金合計	0	0	0			
	④ 流動比率は改善しているか？（対前年度比） 短期負債と、これを返済するのに必要な財源を比較する比率。比率が高いほど返済能力があり経営の安全が保たれていることを表す。	流動比率＝流動資産合計/流動負債合計×100				10.1%	−14.6%	☐ 改善している ☑ 横ばい ☐ 改善していない （理由）
			H30年度	R元年度	R2年度			
		流動資産	412,675	418,251	429,270			
		流動負債	148,216	144,967	156,735			
		流動比率	278.4%	288.5%	273.9%			
効率性	⑤ 固定費は抑制されているか？（対前年度比） 固定費の経常費用に占める割合をいう。この数字が高いということは効率的な運営ができていないことを意味する。 ※固定費とは人件費、地代家賃、水道光熱費、消耗品費、支払利息、減価償却費、リース料、設備費などをいう。	固定費比率＝固定費/経常費用×100				1.2%	−1.5%	☑ 抑制されている（横ばいを含む） ☐ 増加している （理由、対応策）
			H30年度	R元年度	R2年度			
		固定費	878,528	903,097	879,214			
		経常費用	1,338,514	1,350,593	1,345,457			
		固定費比率	65.6%	66.9%	65.3%			
	⑥ 人件費は抑制されているか？（対前年度比） 人件費の合計額が経常費用に占める割合を示す財務指標である。この人件費率が大きければ大きいほど、法人にとって人件費の負担が重いことを示している。	人件費比率＝人件費/経常費用×100				0.2%	−0.8%	☑ 抑制されている（横ばいを含む） ☐ 増加している （理由、対応策）
			H30年度	R元年度	R2年度			
		人件費	554,884	562,631	549,069			
		人件費比率	41.5%	41.7%	40.8%			
	⑦ 役員人件費は抑制されているか？（対前年度比） 人件費のうち何%が役員人件費に向けられたかを示す。組織の効率性を見る指標の一つである。	役員人件費比率＝役員人件費/人件費×100				0.0%	0.0%	☑ 抑制されている（横ばいを含む） ☐ 増加している （理由、対応策） 個人が特定されるため記載なし
			H30年度	R元年度	R2年度			
		役員人件費						
		役員人件費比率	0.0%	0.0%	0.0%			
		役員平均年収						

○ 計画的な経営が行われているか。　【 ☑ はい　☐ いいえ　☐ その他　（　　） 】

（チェックポイント）

●中長期の経営計画や改善計画などを策定し、団体の計画的な経営を行っているか。

○ 団体の健全経営に関し、改善が必要として指導等を行った場合（債務超過や借入金の大幅な増加など）には、その内容を記載すること

特になし

付表4　　[団体番号: 81　　団体名：(公社)北海道酪農検定検査協会　　]

団体の自立化

○ 団体の目的や実施事業に対する社会的要請に変化はないか？　また、道の施策推進における役割は明確か？
前年度の点検調書で3つ目の選択肢(「設立時から劇的な変化があり、役割も不明確である」)を選択した団体については
その後の対応等についても記載すること

☑ 設立時から変化はなく、役割も明確である。 ☐ 設立時から多少の変化があるが、役割は概ね明確である。 ☐ 設立時から劇的な変化があり、役割も不明確である。	【主な変化の状況・要因・その後の対応等】

○ 道からの補助金等(補助金、交付金及び負担金)について、さらなる縮減又は廃止をすることができないか？
10年以上の長期に渡る補助金等がある場合は主な事業の名称等を記載すること
また、前年度の点検調書で1つ目又は2つ目の選択肢(「廃止が可能」又は「縮減が可能」)を選択した団体については
その後の対応等についても記載すること
※道から補助金等を受けている団体のみ記載すること

☐ 廃止が可能 ☐ 縮減が可能 ☑ 廃止又は縮減は困難	【廃止又は縮減が困難な理由・その後の対応等】 牛群検定事業は、優秀な雌牛群の作出による酪農経営体質強化とともに、国産種雄牛の作出を目的とする後代検定に活用されており、道は、当該協会とその会員である乳検組合が行うこれらに対して補助金を交付している。 当該協会を経由して補助金が交付されている乳検組合は、道のほか、国、市町村、農協及び生産者から財政的な支援がなされているものの、その多くは財政基盤が脆弱であるため、牛群検定事業の円滑な推進のためには補助金の廃止・縮減は困難。
【主な10年以上の長期に渡る補助金等事業の概要】 事業の名称　強い農業づくり事業(産地競争力の強化) 開始年度　昭和　56　年度	

○ 道から団体に対する競争性のない契約方法による委託について競争性のある契約方法に変更することができないか？
10年以上の長期に渡る競争性のない契約による委託がある場合は主な事業の名称等を記載すること
また、前年度の点検調書で1つ目又は2つ目の選択肢(「すべて委託について競争性のある契約方法に変更が可能」又は
「一部の委託について競争性のある契約方法に変更が可能」)を選択した団体についてはその後の対応等についても記載すること
※道からの競争性のない契約による委託がある団体のみ記載すること

☐ すべての委託について競争性のある契約方法に変更が可能 ☐ 一部の委託について競争性のある契約方法に変更が可能 ☐ 競争性のある契約方法への変更は困難	【競争性のある契約方法に変更が困難な理由・その後の対応等】
【主な10年以上の長期に渡る委託事業の概要】 事業の名称 開始年度　　年度	

○道からの職員の派遣状況はどうか。また、派遣職員は最小限となっているか？
前年度の点検調書で2つ目の選択肢(「早期引揚げが可能」)を選択した団体については、
その後の対応等についても記載すること
※道から職員を派遣している団体のみ記載すること

【派遣状況】　派遣人数　0 名　道からの派遣開始・終了予定時期　　年　月　日～　　年　月　日 派遣の目的	
☐ すでに最小限となっている ☐ 早期の引揚げが可能	【最小限と考える理由・その後の対応等】

○ 今後も道からの出資・出えん等を継続する意義や必要性はあるか？
前年度の点検調書で3つ目の選択肢(「道からの出資・出えん等の必要性は薄れている」)を選択した団体については
その後の対応等についても記載すること
※道から出資・出えん等を受けている団体のみ記載すること

☑ 道からの出資・出えん等の継続が必要 ☐ 道からの出資・出えん等の意義は減少したが、一定程度の出資・ 出えん等の継続は必要 ☐ 道からの出資・出えん等の必要性は薄れている	【継続が必要な理由・その後の対応等】 道の基幹産業である農業の振興を目的とする法人として、道の施策に沿って事業展開をしている。 生乳の安定供給と北海道酪農乳業を発展させることを目的に、乳牛の能力向上や乳質の回全、生乳取引の公正化、生乳生産・流通の合理化を図る活動をしていることから、道からの出資・出えんの継続が必要。

○ 道からの出えん等については、その目的に沿って活用されているか？
前年度の点検調書で3つ目の選択肢(「出えん等の目的に沿わない活用をしている」)を選択した団体については
その後の対応等についても記載すること
※道から出えん等を受けている公益法人等のみ記載すること

☑ 出えん等の目的に沿って活用している ☐ 一部については出えん等の目的に沿わない活用も見られるが概ね出えん等の目的に沿って活用している ☐ 出えん等の目的に沿わない活用をしている	【出えん等の目的に沿わない活用をしている理由と返戻の方向性・その後の対応等】

○ 道からの出資、出えん等の必要性が薄れている団体について、その出資・出えん等を売却又は返戻をすることができないか？
前年度の点検調書で1つ目又は2つ目の選択肢(「売却又は返戻が可能」又は「一部について売却又は返戻が可能」)を選択した場合はその後の対応等についても記載すること

☐ 売却又は返戻が可能 ☐ 一部について売却又は返戻が可能 ☐ 売却又は返戻は困難	【売却又は返戻が困難な理由・その後の対応等】

○道の施策推進などのために団体との意見交換や情報共有等を行っているか？

☑ 定期的又は随時に意見交換等を行っている ☐ 必要な場合は意見交換等を行っている ☐ 意見交換等は特に行っていない	【意見交換等を行っている場合はその主な内容】 ①酪農経営の改善について ②北海道の乳牛改良について

○道からの補助金等、競争性のない契約方法による委託料、派遣職員数、出資・出えん金等が増加した場合又は増加する予定がある場合にはその内容を記載すること

○前年度の点検及び現地調査において指導事項がある場合にはその改善状況を記載すること

【指導事項】	【改善状況】

○本点検調書の作成に当たり団体へのヒアリングを実施した場合はその方法と実施年月日を記載すること

ヒアリングの方法	メール又は電話等によりヒアリングを実施した。
ヒアリングの実施年月日	令和　3　年　7　月　1　日